

西宮市立中央病院 感染対策室設置要綱

(設置)

第1条 西宮市立中央病院に感染対策室を設置する。

(設置の目的)

第2条 感染対策室は「西宮市立中央病院 院内感染予防対策委員会」(ICC: Infection Control Committee)の事務局として、病院感染の危険性を減少させ、感染を制御する実務を担うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 感染対策室の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 病院感染サーベイランスの計画・実施・評価とケアの改善に関すること。
- (2) 全ての病院職員の感染管理教育と訓練に関すること。
- (3) 職業感染防止対策の計画・実施に関すること。
- (4) 感染に関する問題発生防止のための方針と、手順の推奨・実施に関すること。
- (5) アウトブレイクの調査と制御に関すること。
- (6) 感染制御や感染症治療に関連するコンサルテーション(相談)に関すること。
- (7) 前各項のほか、病院感染制御及び治療に関すること。

(組織構成)

第4条 感染対策室は、感染対策医師および薬剤師、臨床検査技師、感染管理看護師、事務員をもって構成する。

2 室長は院長が指名する。

(役割)

第5条 感染対策室員は専門職として、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

(1) 感染管理医師(ICD)

第3条に掲げる事項について、チームの責任者としてリーダーシップを発揮し、感染対策全般にわたるコンサルテーションおよび指導を行う。

(2) 薬剤師

薬剤に関連した基礎情報の提供および抗菌薬や抗真菌薬、抗ウイルス薬、消毒薬などの適正使用についての指導やコンサルテーションを行う。

(3) 臨床検査技師

微生物学の専門的な知識を持ち、病院疫学情報(感染対策情報)の把握と情報提供を行う。

(4) 感染管理看護師 (ICN)

院内感染予防対策チーム (ICT: Infection Control Team) 活動全般にわたってその窓口となり、各部門間の連絡や調整などを行い、ICDと連携を図りながら中心的メンバーとしての役割を担う。

(権限と責務)

第6条 感染対策室員は設置の目的を遂行するために、次の各号に掲げる権限と責務を有する。

- (1) 第3条に掲げる事項についてICCから権限委譲を受けて組織横断的に活動し、院内すべての施設に立ち入り、全診療科の診療録等の閲覧・点検を行うこと、並びに院内すべての部署の監視責任者へ、感染制御等に関する指導・管理を行う権限を有する。
- (2) 第3条に掲げる事項について、院長及びICCへ活動状況及び感染対策に関する意見を報告する責務を負う。
- (3) 室長が早急な介入が必要であると判断した場合は、院長の指示のもと第3条に掲げる事項について、ICCの承認を事後とすることができる。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。